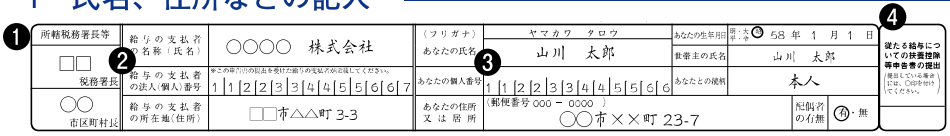
○　令和９年分　給与所得者の扶養控除等申告書

※　令和８年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われていますので、記載漏れがないようご注意ください。



1　氏名、住所などの記入



▶❶ 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

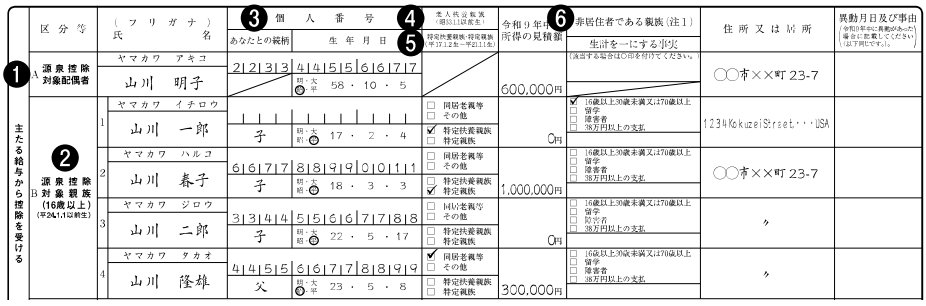
▶❸ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2　源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入



▶❶ A　源泉控除対象配偶者

あなた（令和９年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和９年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶❷ B　源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人（控除対象扶養親族）

イ　居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成24年１月１日以前に生まれた人）

ロ　非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

（イ）　年齢16歳以上30歳未満の人（平成10年１月２日から平成24年１月１日までの間に生まれた人）

（ロ）　年齢70歳以上の人（昭和33年１月１日以前に生まれた人）

（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の人（昭和33年１月２日から平成10年１月１日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和９年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

②あなたと生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満（平成17年１月２日～平成21年１月１日生）で令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下の人

▶❸ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要が

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❹ 老人扶養親族（昭 33.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和33年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人があなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外の人であるとき　⇒「その他」

▶❺ 特定扶養親族・特定親族（平 17.1.2 生～平 21.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成17年１月２日～平成21年１月１日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人の令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円以下であるとき⇒「特定扶養親族」

②その人の令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円超100万円以下であるとき⇒「特定親族」

▶❻ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

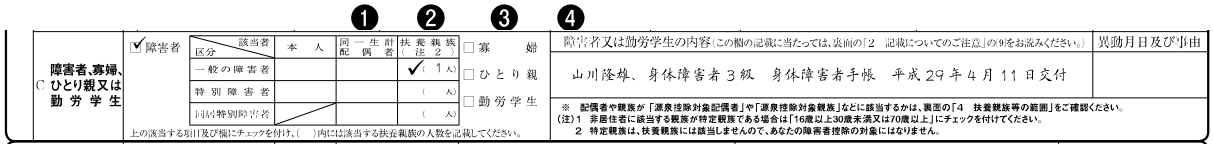
給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,740,000円		1,000,000円
1,690,000円		950,000円
1,360,000円		620,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,220,000円	620,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,720,000円	620,000円

※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3　障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入



▶❶ 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

▶❷ 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、源泉控除対象親族とは異なり、年齢16歳未満（平成24年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

▶❸ 寡婦　など

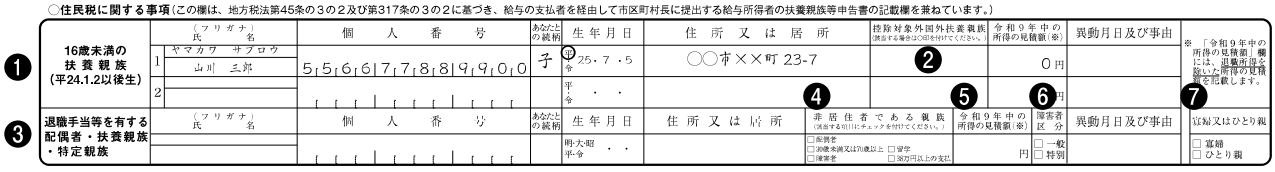
あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶❹ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4　住民税に関する事項の記入



※１　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

２　住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

３　「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶❶ 16 歳未満の扶養親族（平 24.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成24年１月２日以後生）の扶養親族について記載します。

▶❷ 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和10年３月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶❸ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和９年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）、扶養親族又は特定親族について記載します。

▶❹ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和９年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和10年３月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶❺ 令和９年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和９年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶❻ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和９年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が62万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶❼ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和９年中の合計所得金額の見積額が62万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

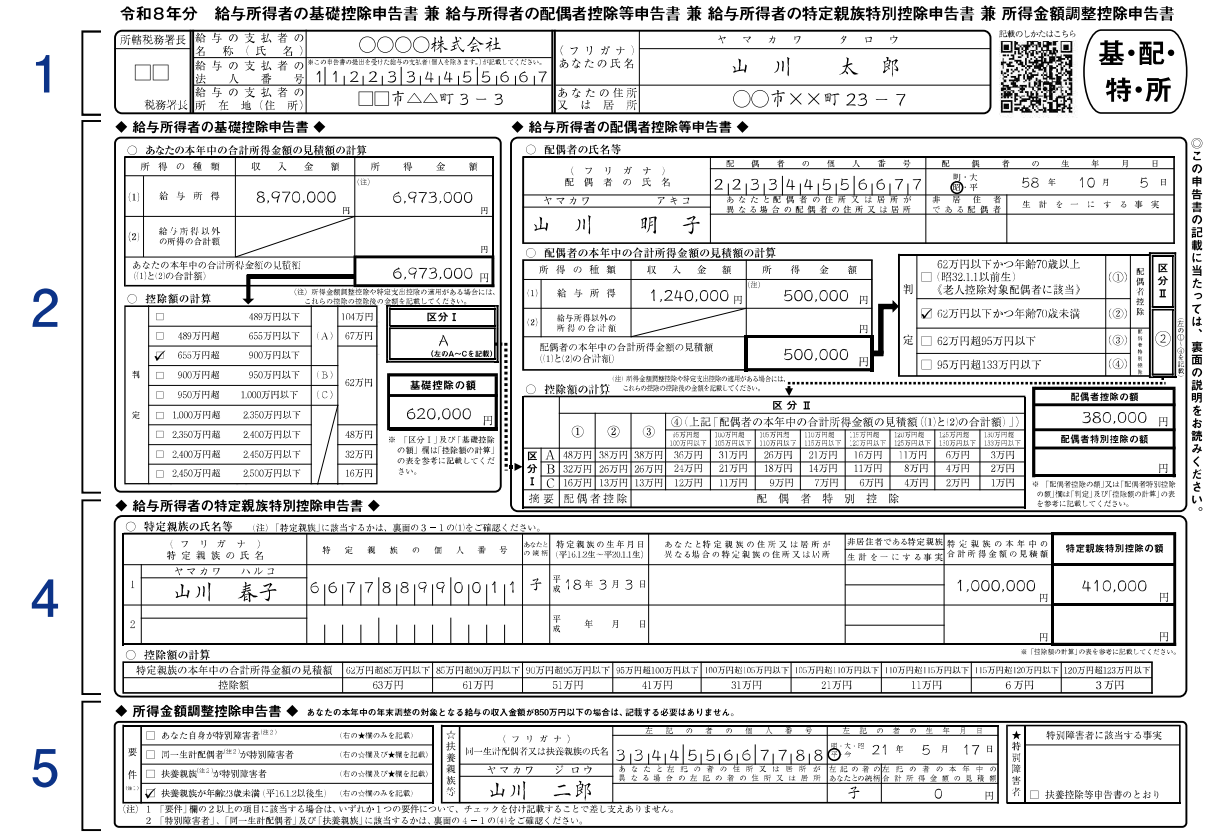
この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和８年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和９年分　給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。

（出典：国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm）

○　令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※　本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。



1　氏名、住所などの記入



▶❶ 所轄税務署長

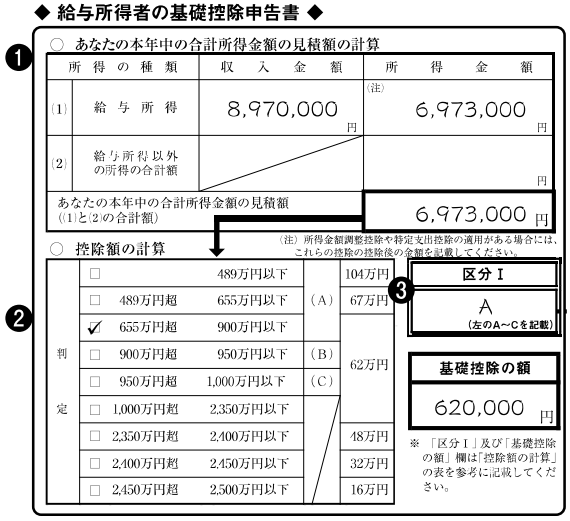
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2　給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



※　この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

▶❶ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和８年中の給与の収入金額（給与を２か所以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm）に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。

左記のページはこちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		A
給与の収入金額（A）	給与所得の金額	
1円以上　740,999円以下	0円	
741,000円以上　2,190,999円以下	A－740,000円	
2,191,000円以上　2,192,999円以下	1,451,000円	
2,193,000円以上　2,195,999円以下	1,453,000円	
2,196,000円以上　2,199,999円以上	1,456,000円	
2,200,000円以上　3,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）,000円 B	B×2.8－80,000円
3,600,000円以上　6,599,999円以下	A÷4（千円未満の端数切捨て）,000円 B	B×3.2－440,000円
6,600,000円以上　8,499,999円以下	A×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	（所得金額調整控除の適用がない場合） A－1,950,000円	
8,500,000円以上	（所得金額調整控除の適用がある場合） A－1,950,000円－所得金額調整控除	

（注）1　所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです（①、②の両方がある場合にはそれらの合計額）。
①　（給与の収入金額※1－850万円）×10％
※1　1,000万円を超える場合は、1,000万円
②　給与所得控除後の給与等の金額※2＋公的年金等に係る雑所得の金額※2－10万円
※2　10万円を超える場合は、10万円
2　特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶❷ 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

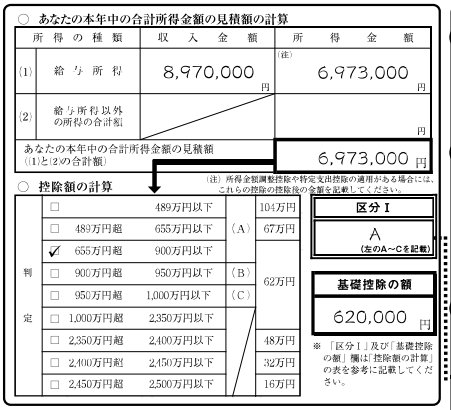
▶❸ 区分Ⅰ

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号（A～C）を記載します。

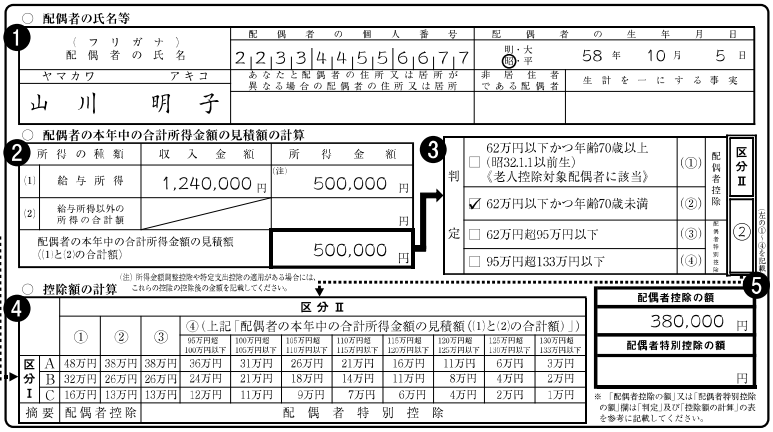
（注）この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3　給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆



※1　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
2　所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか１人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

▶❶ 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶❷ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2　給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶❸ 判定及び区分Ⅱ

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶❹ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分Ⅰの判定結果（A～C）とこの申告書の区分Ⅱの判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶❺ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4　給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等　（注）「特定親族」に該当するかは、裏面の３－１の(1)をご確認ください。

❶ （フリガナ）特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日（平16.1.2生～平20.1.1生）	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	❷ 非居住者である特定親族が生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	❸ 特定親族特別控除の額
1 ヤマカワ　ハルコ 山川　春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	子	平成 18年 3月 3日			1,000,000 円	410,000 円
2			平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算　※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※　次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。
1　２人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか１人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
2　所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか１人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
3　親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

▶❶ 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 16 年１月２日～平成 20 年１月１日生）の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等（異動）申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶❷ 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2　給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶❸ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5　所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

❶ 要件	❷ ☆扶養親族等	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	❸ ★特別障害者
□ あなた自身が特別障害者(注2)　（右の★欄のみを記載）	（フリガナ） 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	明・大・昭・平・令 21 年 5 月 17 日	特別障害者に該当する事実
□ 同一生計配偶者(注2)が特別障害者　（右の☆欄及び★欄を記載）	ヤマカワ　ジロウ 山川　二郎	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄 子	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 0 円
□ 扶養親族(注2)が特別障害者　（右の☆欄及び★欄を記載）				□ 扶養控除等申告書のとおり
☑ 扶養親族が年齢23歳未満（平16.1.2以後生）　（右の☆欄のみを記載）				

（注）１「要件」欄の２以上の項目に該当する場合は、いずれか１つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
２「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の４－１の(4)をご確認ください。

※　あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が 850 万円以下の場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶❶ 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、２以上の項目に該当する場合は、いずれか１つの項目にチェックを付けます。
※　「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。

左記のページは
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和８年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和８年中の合計所得金額の見積額が62万円以下の人をいいます。

▶❷ ☆扶養親族等

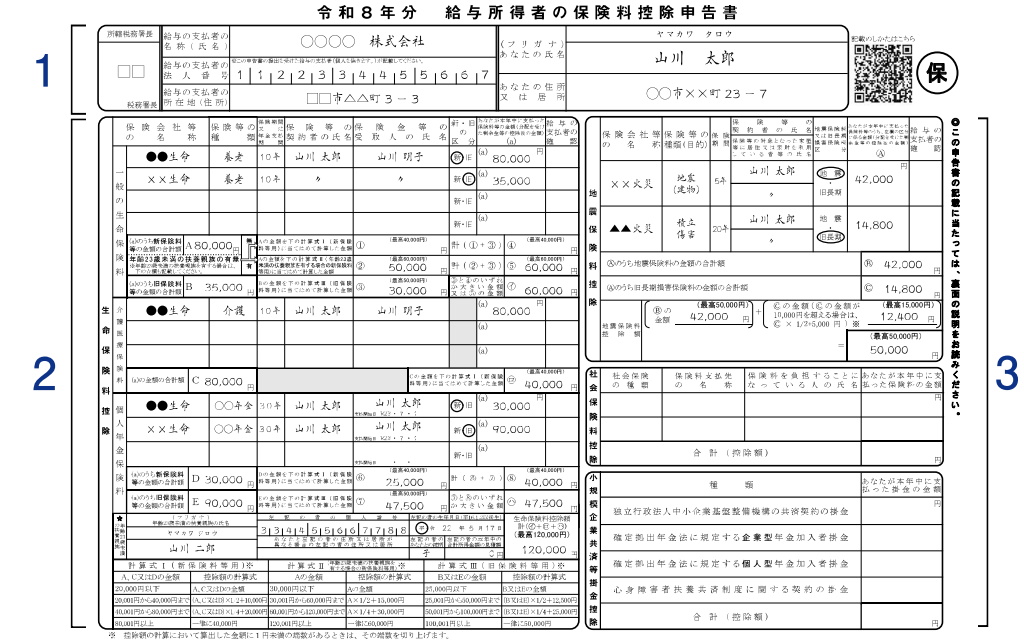
「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が２人以上いる場合は、いずれか１人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶❸ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。
※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

（出典：国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73.htm）

○　令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書



※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

1　氏名、住所などの記入



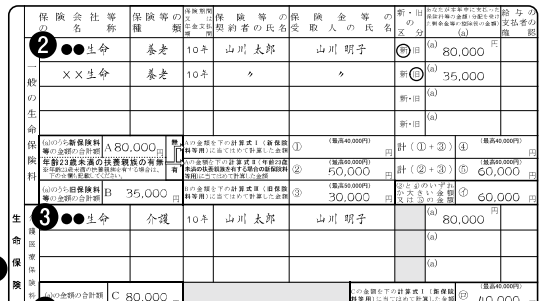
▶❶ 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶❷ 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2　生命保険料控除額の記入



※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▶❶ 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。）。
なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

▶❷ 一般の生命保険料

年齢23歳未満（平成16年１月２日以後生）の扶養親族を有する場合で一般の生命保険料（新保険料等に限ります。）の金額があるときは、「☆年齢23歳未満の扶養親族」欄に、その扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します（この場合、新生命保険料に係る控除額の計算については計算式Ⅱを用い、一般の生命保険料の控除額の上限は６万円となります。）。

なお、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

（保険料控除証明書からの記載例）
（イメージ）保険料控除証明書（一部抜粋）

令和８年分　生命保険料控除証明書

契約番号（証券記載番号）	保険払込期間	保険種類	適用制度
○○○○△△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	○年○月○日	10年	
保険金受取人名			保険受取人生年月日
山川　明子			○年○月○日

	一般の生命保険料（A）	配当金（相当額）（B）	一般証明額（A－B）
一般	80,000円	0円	80,000円
介護	介護医療保険料（C）	配当金（相当額）（D）	介護医療証明額（C－D）
年金	個人年金保険料（E）	配当金（相当額）（F）	個人年金証明額（E－F）

（記載例の控除額の計算）
②欄：80,000円×１／４＋30,000円＝50,000円（計算式Ⅱ）
③欄：35,000円×１／２＋12,500円＝30,000円（計算式Ⅲ）
⑤欄：50,000円＋30,000円＝80,000円→最高60,000円
㋑欄：控除額は、⑤の金額→60,000円

▶❸ 介護保険料

（記載例の控除額の計算）
㋺欄：80,000円×1/4＋20,000円＝40,000円（計算式Ⅰ）

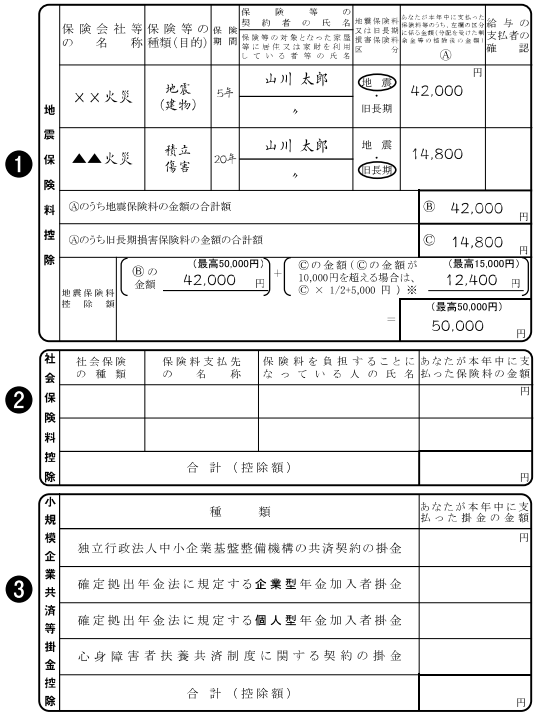
▶❹ 個人年金保険料

（記載例の控除額の計算）
⑥欄：30,000円×1/2＋10,000円＝25,000円（計算式Ⅰ）
⑦欄：90,000円×1/4＋25,000円＝47,500円（計算式Ⅲ）
⑧欄：25,000円＋47,500円＝72,500円→最高40,000円
㋩欄：控除額は、⑦と⑧のいずれか大きい金額→47,500円

▶❺ 生命保険料控除額

（記載例の控除額の計算）
㋑60,000円＋㋺40,000円＋㋩47,500円＝147,500円
→最高120,000円
※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3　地震保険料控除額等の記入



❶ 地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の預金等の金額) Ⓐ	給与の支払者の確認
	××火災	地震(建物)	5年	山川 太郎	地震・旧長期	42,000 円	
	▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	地震・旧長期	14,800	
	Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額					Ⓑ 42,000 円	
	Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額					Ⓒ 14,800 円	
	地震保険料控除額	Ⓑの金額 42,000 円 (最高50,000円)		Ⓒの金額(Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円)※ 12,400 円 (最高15,000円)		= (最高50,000円) 50,000 円	

❷ 社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
	合計(控除額)			円

❸ 小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計(控除額)	円

▶❶ 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和８年分　地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川　太郎
証券番号	○○○○×××××
保険の種類	地震保険
保険の対象又は被保険者	建物
保険期間	令和８年１月１日から令和 12 年 12 月 31 日まで５年間
払込方法	一時払
１回分保険料	42,000 円
控除対象保険料	42,000 円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第 77 条第１項に規定する地震保険料に該当するものです。

（記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算）

地震保険料の控除額

42,000円（Ⓑの金額、最高 50,000円）

＋12,400円（Ⓒの金額が 10,000円を超える場合はⒸ×１/2＋5,000円、最高 15,000円）

＝54,400円→最高 50,000円

▶❷ 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶❸ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※　記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

（出典：国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_05.htm）